

○ 千葉大学園芸学部 浩気寮 寮則

平成10年11月13日
制 定

第1章 総則

第1条 本寮は、千葉大学寮則により設置し「浩気寮」と名付ける。

第2条 本寮は、寮生の総意と団結により、自己の向上を図り、共同生活を営むものである。

第3条 寮の運営は、寮生の自治のもとに行われる。

第4条 本寮は国際寮であり、互いを尊重し合うものである。

第2章 寮生

第5条 入寮を希望するものは、次の必要書類を園芸学部長に提出し、寮長、その他の寮生を含む選抜会議の承認を得て、「千葉大学浩気寮入寮同意書」（以下「同意書」という）に同意した上で寮生となる。

提出書類（1入寮願 2保護者の最新の所得証明書等 3入寮希望者調書）

第6条 入寮期間は原則2年間とする。ただし、3年以上の在寮を希望する場合は、上記第4条に則り再度審査される。

第7条 寮生は、次の場合大学へ退寮要望書が提出される。退寮が認められた時点で寮生としての資格を失い、1ヶ月以内に部屋を明け渡し退寮しなければならない。

イ、 本人より寮長、副寮長、文化交流委員会、衛生厚生委員会、会計委員会で構成する委員会(以下「委員会」という)に退寮願いが出された場合。

ロ、 第7条に則り退寮発議され、寮生大会において5分の4以上の決議があった場合。

第8条 寮生は、次の場合退寮発議の対象となる。

イ、 寮生大会を1年間に3回以上欠席した場合。ただし、研究、留学、および冠婚葬祭等の理由が委員会で認められる場合はこの限りではない。

ロ、 寮生大会を1度でも無断欠席した場合。ただし、オンラインで行なわれる寮生大会については、欠席を退寮発議の対象とはしない。

ハ、 寮生活に著しく支障をきたす行為があり、委員会において議決があった場合。

第3章 組織

第9条 寮生活の円滑な運営を図るため下記の機関を置く。

イ、 議決機関

寮生大会

ロ、 執行機関

委員会

寮長－副寮長－文化・交流委員会

－会計委員会

－衛生厚生委員会

ハ、 特別委員会－寮祭実行委員会、インターネット会計、新入寮生歓迎委員会等

ニ、 留学生ドームチューター（以下「ドームチューター」という）

第4章 役員

第10条 役員構成は次の通りとする。

イ、 副寮長は男子、女子それぞれ一名ずつとする。

ロ、 特別委員は兼任しても差し支えない。

ハ、 ドームチューターは男女各一名ずつ以上とする。

第11条 寮長は下記のことを行う。

イ、 寮全般の運営、統轄、企画

ロ、 委員会、寮生大会の招集

ハ、 学校当局並びに、外部との折衝

ニ、 諸帳簿の整備、保管

第12条 副寮長は寮長を補佐し、寮長に事故ある時はこれを代行する。

第13条 各委員は委員会に団結し、それぞれの該当事項を処理し、寮生の利益を守る。

第14条 特別委員会は、寮の会計および委員会の任務を補佐する。

第15条 役員任期は6ヶ月間とし、毎年4月と10月に改選する（但し、再任は差し支えない）。

第16条 役員選出

イ、 委員会は、寮生大会において全寮生の直接投票により選出する。

ロ、 特別委員会は、寮生大会により選出・承認を受ける。

ハ、 選挙規定は、これを別に定める。

ニ、 ドームチューターは、園芸学部国際交流委員会により採用され、寮生大会にて承認される。

第17条 委員会および特別委員会の解散・解任は次に示す場合に行われる。

イ、 満期になった場合。

ロ、 寮生大会で不信任の議決があった場合。

ハ、 委員会で議決し、寮生大会で議決された場合。

第18条 ドームチューターの解任は園芸学部国際交流委員会が行う。

第19条 ドームチューターは、園芸学部国際交流委員会と連携し、留学生の寮生活の補助を行う。

第5章 会議

第20条 定期寮生大会は、半期に3回開く。但し、必要に応じて臨時寮生大会を開くことが出来る。

第21条 寮生大会は、最高議決機関であって、次の事項を審議する。

- イ、 委員会その他の提出議案の審議、並びに報告の承認
- ロ、 寮則の変更
- ハ、 その他の変更事項

第22条 委員会は、寮生大会および、本寮に関するいっさいの事項を処理する。

第23条 会議に関するいっさいの細目は、別に定める。

第6章 会計

第24条 本寮の運営経費は、半期ごとに設定した金額および新入寮費、その他寄付金をこれにあてる。但し必要に応じて寮生大会の議決を経て、臨時徴収することが出来る。

第25条 会計年度は委員会の解散までとする。

第7章 同意書

第26条 本寮則、またそれに準ずる規則に沿って作成される。

第27条 寮生大会において全日本人寮生の3分の2以上の賛意得た場合その内容が変更され、寮生はその変更に同意したものとし、効力を発揮する。

第28条 同意書に記載された規則に違反した行為は、第7条に定められる「寮生活に著しく支障をきたす行為」となりうる。

第8章 生活

第29条 防災等

- イ、 防災上危険と見なされたものは、使用できない。
- ロ、 浩気寮消防団規定は、これを別に定める。

第30条 本寮の共同生活は文化的で、快適に営まれなくてはならない。

第31条 申し合わせ事項は寮則を補佐する。

第32条 申し合わせ事項は寮生大会の3分の2以上の賛意で効力を発揮する。

第9章 補則

第33条 本寮則は、全日本人寮生の3分の2以上の賛意で効力を発する。

第34条 本寮則は、平成10年11月13日から施行する。

平成27年5月15日改訂 (旧第8章削除、その他改定)

令和4年7月11日改訂 (旧14、17条削除、その他改定)